

平成27年第12回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成27年12月25日(金)午後3時00分

議会棟A・B会議室

2. 委員の現在数

19名

3. 出席委員

1番 椎名 幸雄	2番 中村 良男
3番 須藤 喜一郎	4番 三須 清一
5番 齋藤 隆	6番 染谷 智一郎
7番 新堀 政夫	8番 渡辺 陽一郎
9番 森 正昭	10番 阿曾 敏夫
11番 齊藤 剛広	12番 大野木 奥治
13番 小池 良雄	14番 早川 真
15番 江原 俊光	16番 高田 勝禧
17番 渡邊 光雄	18番 川村 泉治
19番 増田 勝己	

4. 出席事務局職員

局長	海老原 美宣
次長	木村 孝夫
次長補佐	落合 敦
農地係長	富塚 隆則

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地の公売の参加に係る買受適格証明書願について

議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第4号 我孫子市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程(案)について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 それでは開会前に私のほうから一言紹介させていただきます。

このたび新たに議会推薦また学識経験者という枠から椎名幸雄議員が委員として就任しましたので紹介させていただきます。

椎名委員、よろしくお祈いします。

椎名幸雄委員 皆様、こんにちは。ご紹介にあずかりました椎名でございます。掛川委員とは交代ということで、任期まで務めさせていただきます。もう農業委員会は以前に経験させていただきましたけれどもだいぶたちます。10年ほどたちますけれども、皆様と共に頑張ってやっていきたいと思ひますので今後ともよろしくお祈いします。

議長 よろしくお祈いします。

(一同、拍手)

議長 事務局。

事務局 今、皆さんのお手元に3枚組になった資料というか、席次と調査会の連絡網、そして担当区域ですね。椎名委員の席次については1番、調査会については第1調査会、担当地区については表の一番上のとおり布施、久寺家、根戸等の一番西の区域、地元となります。なお、川村委員におかれましては、新たに2段目の船戸、天王台、柴崎、青山等の区域になっていただきます。

以上、ご報告いたします。

議長 ただ今から平成27年第12回我孫子農業委員会を開会いたします。

本日は委員19名の出席でございます。会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

7番 新堀政夫委員

8番 渡辺陽一郎委員

よろしくお祈いします。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。本日ご審議いただく案件は議案第1

号から第4号まで、合計4議案についてです。

議案第1号は「農地法第3条の規定による許可申請について」です。申請件数は7件です。

議案第2号は「農地の公売の参加に係る買受適格証明書願について」です。申請件数は1件です。

議案第3号は「農用地利用集積計画(案)の決定について」です。申請件数は3件で、すべて新規に賃借権を設定するものです。

議案第4号は「我孫子市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程(案)について」です。

以上で本日の議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を審議します。

なお、議案第1号についてはいずれも譲受人が同一人であることから、整理番号1番から7番までを一括審議してよろしいか、お諮りします。よろしいですか。

(異議なし)

それでは議案第1号を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成27年12月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

事務局からは主に所在地、譲渡人についてご説明いたします。

それでは整理番号1番からご説明いたします。議案資料は1ページからとなります。

所在地は〇〇字〇〇〇及び字〇〇地先の田4筆、合計面積は6,002m²です。JR〇〇線〇〇駅の南西約700mの農振農用地区域内に位置しています。位置図は議案資料の3ページですが、併せて34ページの地図もご参照ください。整理番号1番から5番までこの一角に収まっています。地図上部の東西に延びる太い道路は国道356号線です。

譲渡人は〇〇〇在住の農業者で、経営規模縮小のため譲り渡すものです。以下、整理番号7まで譲り渡しの事由はすべて同じでございます。売買単価は3.3m²当たり〇,000円で、売買価格は〇〇〇万〇,000円です。

続いて、整理番号2番です。議案資料は7ページからとなります。

所在地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 2,673m²です。譲渡人は〇〇在住のかなりご高齢の農業者の方です。売買単価は 3.3m²当たり〇,000 円で、売買価格は〇〇〇万〇,〇〇〇円です。

続いて、整理番号3番です。議案資料は13ページからとなります。

所在地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 2,503m²です。譲渡人は〇〇在住の農業者です。売買単価は 3.3m²当たり〇,000 円で、売買価格は〇〇〇万〇,〇〇〇円です。

続いて、整理番号4番です。議案資料は19ページからとなります。

所在地は〇〇字〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 4,521m²です。譲渡人は〇〇在住の農業者で、(株)ファーム・ジャパンの取締役であり、無償で譲渡するものです。

続いて、整理番号5番です。議案資料は23ページからとなります。

所在地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆、面積は 1,366m²です。譲渡人は〇〇在住の農業者です。売買単価は 3.3m²当たり〇,000 円で、売買価格は〇〇〇万〇,〇〇〇円です。

続いて、整理番号6番です。議案資料は38ページからとなります。こちらも所有権の移転です。

所在地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 1,826m²です。JR〇〇駅の南西約 1.5km のところに位置しています。位置図は議案資料40ページをご覧ください。譲渡人は〇〇在住の農業者です。なお、売買単価は 3.3m²当たり〇,000 円で、売買価格は〇〇〇万〇,000 円です。

続いて、整理番号7番です。

所在地は同じく〇〇〇〇字〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 1,100m²です。譲渡人は〇〇在住の農業者です。なお、売買単価は 3.3m²当たり〇,〇〇〇円で、売買価格は〇〇〇万〇,〇〇〇円です。

事務局からは以上です。

議長 続いて、高田第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 こんにちは。よろしくお願いします。

では、議案第1号について調査結果を報告します。譲受人及び一部譲渡人の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人は柏市農業委員会から農業生産法人の認定を受けている(株)ファーム・ジャパンです。我孫子市及び柏市から認定農業者として認められています。

議案資料の2ページをお開きください。

5に(株)ファーム・ジャパンの経営面積が記載されております。いずれも地目が田で、自作地は3,899m²及び借入地5,544m²、合計面積が9,443m²です。

なお、ファーム・ジャパンは既に新木と上沼田に土地を借用または所有したものの、計画していたハウレンソウの水耕栽培が実際にはまだ行われていません。これについて同社から理由書が提出されています。新木地区についてはその後事業展開を協議しながら、今後1ヶ所に集中し、農業生産拠点を設けていくことへ方針を転換したのが大きな理由とのことです。

また、上沼田地区では水耕栽培用ハウスが建築基準法に適合するか市との協議が長引く中、事業拡大へと計画変更したために実際の事業が遅れたとのことです。

6には、構成する役員の農作業従事日数が年間150日から180日とあります。また、議案資料79ページの農業経営実態証明には他の取締役2名も年間従事予定日数が各160日と記載されています。

議案資料28ページをお開きください。

新木地区における事業計画が出ています。申請地取得後は畑にしてハウレンソウの水耕栽培など、葉菜類の生産を計画しているとのことです。

なお、柏市の自社から通勤距離は12kmで、車で20分ほどかかるとのことです。

第2調査会では可否をなかなか判断できませんでした。ご覧のとおり皆さんがお集まりになるまでに結論が付きませんでした。その理由としては、周辺の農地にいろんな問題が生じるんじゃないかと。今回は3号の1項で申請しておりますけど、その先の問題も出てきたので可否が出来なかった。委員の皆さん全員で決定していただければというかたちでお願いしたいと思います。

議長 それではこれより質疑に入ります。この問題について意見のある委員は挙手を願います。

渡邊光雄委員。

渡邊光雄委員 この問題につきまして我々部会でも随分検討したんですが、なかなかまとまらないということで。

議長 座ったままどうぞ。

渡邊光雄委員 このとおりとまとまなくて、今、調査会長のほうからお話がありましたとおりに、まとまらないということで皆さんに審議していただくということでございます。これはあとの5条の申請が出るのが明らかになっておるわけでございまして、今、浅間

通りというんですけど、あそこの上沼田の田んぼの淵に〇〇があそこで農業経営を行っていますが、そのすぐ近くのところです。あそこへ2 m50cm の土を埋め立てして、そこへ水耕栽培をするということですが、これは農地法第3条の許可基準に照らしみると、周辺農地に悪影響を与える場合の取得制限ということで、農地法の7号に書いてございます。この手帳にも書いてございます。取得後において耕作の事業の内容及び農地の位置、規模から農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる場合ということがございます。これは高田さんという人がイチゴ栽培をして今、放って、もう5、6年以上もたっているところがありますが、あその影響によって地域の田んぼの水はけが悪くなってどうにもならないということで、個人の方は田んぼに水路を作って耕作しています。それでやっとならしているんです。これも同じく浅間通りを2 m50cm ぐらいに上げるということ。だから今の道路から30cm 上げるということが基本的に水耕栽培をする畑にしなくては行けないと。するとあその田んぼの周りは非常に土壌が悪くて、圧迫すればその土圧によって田に与える影響が非常に大きいと。農業委員だけじゃなくて、土地改良の方もそれこそだいぶ心配してまして、1月の13日、19日に会議を開いてこの問題を協議するという事です。あの埋め立てのところから上のほうにいわゆる新しい道路ができますよね。今、作っていますが、あそこまでがずっとつながっておるわけです。あのところが全部この被害を受けるんじゃないか。それから、中に道路があるところにもその同じ高さ、2 m50cm ということで非常に土圧がかかって、土圧によって田に影響を及ぼすということが考えられます。これは今までその周りでやった〇〇さんがやったハウスを作ってやっておりますが、そのところでの影響が非常に大きいことは現場を見ればすぐ分かります。それが今までやった場所のすぐ脇のところですが、深く水を張らなければ排出ができないということで、地域の方が非常に心配しております。その地域の人たちもこの間そばで見て、2 m50cm も土圧をかけられたら、一番土壌の悪いところで非常に迷惑がかかって困ると。我々はあそこになくとも排水が悪くて困っているところに、またそういうものをやられると非常に影響が大きすぎると言うことで、この問題については他にしたほうがいいんじゃないかというふうな意見を私は持っております。だけど、これは我々部会で統一した見解ではございませんが、非常にそういう将来的なことが、今言った露地栽培をするという高品質の作るということですが、これは八街のほうでやっているということですが、ただ聞いてきたというだけですから本当にそれをやるかどうかは我々も非常に疑問を持っている。

それから、7月に都部新田でやはりファーム・ジャパンが買ってやったんですが、そのところに我孫子市の農地があるんですが、それは買えなくて競売にかけるというようなことですが、その脇のところを7月に農業委員会の許可を得て買ったんですが、それが今放置してあって、農作をやっている跡がひとつも見られない。誠意も見られない。

非常に我々としては疑問を持っている会社でございます。そういったことで、将来周りに与える影響がはなはだしいということで、その水耕栽培も非常に難しいということで、この間一部有志が八街のほうへ行ってその水耕栽培の実体を調べてきました。そういったことで非常にこの栽培も3年間は赤字でどうにもならなかった。4年目になってやっとある程度になった。農業専門でやってきた人でも非常に苦労しているというところです。これが素人の、農業法人でございますが、できるかどうか非常に心配でございます。そういったことで、私としてはこの問題については不許可にすることが相当ではなかろうかというような考えを持っています。

それから、手賀沼土地改良でもこの問題は非常に大きな影響を与えるということで、来月13日、19日に会議を開いてこの問題を協議するという事になっております。非常にほかの上の、それから、今度道路をつくるほうの上のほうのところも、全部これがみんな耕作できなくなるんじゃないかというようなことを心配しております。

そういうことでございますので、一体的にやるということであれば別ですが、その部分だけを埋め立てをすと言って水耕栽培するということでございますから非常に周りに与える影響が大きい。あそこはいちばん基盤が悪いところです。ただ、しかし、農地を非常に高く買うということで、今言ったように〇〇〇万か〇〇〇万ということでございます。あそこらで50万か60万ぐらいしか現在価格はしておりません。だから付近の住民は売りたい人も非常に多くいるような気配でございます。

そういったことで、我々は非常にその辺も考慮しなくてはいけないんじゃないかということでございますが、だけど、やるのが非常に難しいので、そういったことで今まで7月にやったところも誠意を持って農作をしてないぞ、またそういうことになるんじゃないかということで我々は憂慮しております。私はこの問題については反対だということで申し上げた次第でございます。

以上です。

議長 ありがとうございます。そのほか意見ございますか。

渡辺陽一郎委員。

渡辺陽一郎委員 先ほど言われた八街の〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇というところに調査、視察に行かせていただいた者として。一応私も水耕栽培をやっていますのでいろいろ聞いてまいりました。その〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇さんのほうの農場は非常に台地で、削り取って平らにして1,000坪のハウスを建ててあるということです。水耕栽培には非常に水の善し悪しが求められるものですから水のほうも聞いてみたら、台地でものすごく安定していると。非常にいい水だからできるんだよというような話で、それでもハウレンソウって非常

に微妙な野菜で、作るのが難しくて3年間収入がなかったというようなこともあったものですから。ただ、〇〇さんがこちらに技術指導も入るとは言われたんですけども、確か新木も水耕をやっている方がいらっしゃるんですけども非常に水が不安定で、あまりいい水ではないところへもってきて技術指導に入ったにしても、この計画ではちょっと難しいんじゃないかなというぐらいのレベルの計画です。ですから、私もあまり計画上の問題として、それとこの申請された〇〇さんが〇〇〇〇・〇〇〇〇〇のほうにどれだけ農作業に行って研修を積んでいるか聞いてみましたが、夕方来て、それから少し話をして、会議をして帰るという程度で、なかなか農作業までは研修を積んでいないという実態もありましたので、私も賛成しかねるかなという状態です。

議長 そのほかございますか。

齊藤剛広委員。

齊藤剛広委員 私もこの間一緒に行って見てきたんですけど、水耕ではこの水平ということがいちばん大事になると。こちらの話だと下の地盤が悪いところに2m盛って温室を建ててやったら自然と平らにするのが難しいんじゃないかとか、その技術ができないんじゃないかという話を聞きました。何もこういう下の悪いところでやらなくても、台地の、遊休中のでいくらでも見つけられると思うんですよ。

議長 そのほかありませんか。

森委員。

森正昭委員 この間現地調査で、向こうの一番高いところ、あそこの道路の高さで次の道路まで来るということで説明があったと思うんですけども、あの〇〇〇〇が入っているところの道路ですか

議長 それでは調査会長。

高田勝禱調査会長 あそこの現地調査をした場所は、うちのほうの南新木の区画整理が仕上がったところから、今は柏市になっている沼南町の布瀬行くところの幹線道路の西側です。それで、あの高さで市のあれですか、我々が4月に決定した客土とか条例で制限すると、あの高さから30cmで埋めたいと。そして、次の隣の排水路をまたいだ隣の田んぼと今度は農作業上の道路をまたいだ3枚目まで同じ高さでやりたいんだと。どうしてそういうふうにするかということ、自分らの農作業上いいから、その排水路の上は橋を渡して行

き来するようにして将来はやりたいんだというような説明がありました。

そして、今回の3条の問題については、ああいうことがなければ3条の1項で売買をやらせた上で、今度は4条か5条で協議する方策もあるのかなというのが私の考えなんです。

3条で可として、それで、恐らく彼らはああいうことを計画していれば、次はそういうことで客土の問題でまた書類が上がってくるんじゃないかと。その時には恐らく地元も2m50cmも上がれば周りの耕作者もなかなか売らない人は同意しません。で、道路、今、作業用の道路、普通の田んぼの道路から30cmでも結構私の計算でも80cmぐらい埋めないと、道路と水田の高さが約50cmぐらいあるんですよね。そうすると、そこへまたそのクリアするために30cm載せると約1m近い、あそこもそれで認めてもそれぐらいの高さにはなるのかなという想像はしているんです。それで、あそこの地区は沼南行く通りの田んぼがいちばん用水は末端で。昔の、江戸時代の干拓、吉宗さんのころの干拓の影響で先端の田んぼがちょっと、言うなればこの構図では第1次計画のほうがちょっと高いんですよね。2次より。また2次は3次よりちょっと高いような地形になっているんですよね。だからそこで恐らく田んぼとしてやるにはすごくあと影響が出てくるんじゃないかと。

それでもう1点は、全部買ってそういうふうにするんだったらまた考えとしてはできるでしょう。ただ問題は、先ほど渡辺委員が言ったように、価格の面で地元はすごく魅力を感じています。

まあそんなところでよろしいですか。

森正昭委員 我孫子の条例で道路より30cmということが決まりましたよね。

高田勝禧調査会長 ええ、そうです。

森正昭委員 ○○○の方はかなり道路が低いんで、多分その30cmじゃ収まらないと思うんだけど。

高田勝禧調査会長 それはこれからの4条、5条が出てきたところでやるべきじゃないかなという感じなんです。3条なら3条で売買契約のやつは可否をして、その点で所有権を移転すれば。今度は5条で農転というか、地目を変えてこれだけの工事をやりたいとファーム・ジャパンさんは上げてくるんじゃないかとは想像しています。ただ、雰囲気としては先にね、そういうふうが高く埋められちゃうと、先ほど渡辺委員が言われたように田んぼとしてはなかなか厳しいなど。じゃあうちも畑にするかなというような考えの人もいるような雰囲気は感じます。正式にだれがそういうふうに言ったということじゃなくて。それは直接の関係者じゃなくて、村の人たちの伝承ですか、また聞きで入ってきています。

畑にするんじゃないと農地として使えないなど。

森正昭委員 じゃあ今回はあくまでも3条ですということですね。

高田勝禎調査会長 だから今回は3条の1項で書類が上がってきていると思うんです。

議長 森委員、発言の時は挙手をしてください。指名しますので。

そのほか。

川村委員。

川村泉治委員 先ほどから調査委員会のお話を聞かせていただいていると、調査委員長の方から調査委員会では決まらなかったということですが、調査委員の皆様方からはみんな反対の意見ということでお出になっているので、なぜ反対ということで調査委員会では結論が出ないのか。皆さんから反対しておられる意見しか出なくて、委員会では決めかねるということだと、その決めかねる原因をここで言うていただかないと我々からも意見が出ないと思います。

議長 調査会長、お答えください。

高田勝禎調査会長 お答えします。そのことについて一つ大きな問題は、あまりにも影響が大きいと。それで調査会のメンバーの出席者が何名でしたっけ。6名で、一人欠席です。正式に反対された人は2名です。それで採決しませんでしたから、そのあとの人たちの正式な意見は取りませんでした。それで時間切れで、じゃあ総会にかけたかたちで、皆さんの意見で決めたほうがいいんじゃないかというようなかたちで私は処理しました。

議長 川村委員、いいですか。

川村泉治委員 はい。

議長 質問しますか。

川村泉治委員 はい。

議長 川村委員。

議長 暫時休憩します。

議長 それでは再開いたします。

(再開)

議長 早川委員。

早川真委員 私も調査会のほうに入っておりますので、また調査会からこれに難色を示すような意見ということになってしまうかもしれないんですけども。本当に皆さんがおっしゃられたとおり、これは広大な土地にかなりの盛土が行われ、なおかつ、その上に水耕栽培のハウスができるという、大規模な計画、とてつもない計画なんですけど。でも、いろいろ調べたところによると、そのわりに八街のほうであまり研修の実態もないと。このファーム・ジャパンという会社自体が平成 18 年 12 月 14 日に設立されているんですが、いまだ、それから約 10 年たとうとしているけれども、法人としての実績というものが無いようですけれども。あえて言えば確認ができないというような状況になっています。今回資料で出ております実態証明書についても、これはそれぞれの理事の方の農業経営の実体ということも、調査会の中で事務局のほうと確認させていただきまして、そういったお答えもいただいております。実績のないところがこれだけの広大な土地で大規模プロジェクト、本当に出来るんだろうかと心配しております。

その上で、もちろん 5 条の話という先の話にはなるんですけども、5 条の時にそういった話が出てくると。しかしながら、やはりその前段としての 3 条で本当にこのまま進めていいのかどうか。あるいは、5 条でそういう恐れがあるものを 3 条だからそれは仕方がないとしてしまっているのだろうかというところもポイントなんだと思うんですが、しかし、調査会で申し上げましたけれども、私から見るとこの 3 条の 2 項の 7 号に抵触するのではないかと考えております。時間がかかってしまうので読み上げませんが、確認いただければと思います。

仮に 3 条が通っていて 5 条でそれをきっちりと精査していけばいいんだということになって、このファーム・ジャパンが、分かりました、通らないのであれば水田をやりますということであれば問題はないかもしれませんが、そうでなければ広大な耕作放棄地が生まれかねないという心配もあるかと思います。

ですので、私もほかの調査会の皆さんの意見と同じようにこれについては大変心配をしておりますし、現段階では厳しいなという判断をしております。

以上です。

議長 そのほか質問、意見ございませんか。

須藤委員。

須藤喜一郎委員 休憩をお願いします。

議長 それでは暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

(再開)

議長 議案第1号整理番号1から7までを継続とすることに賛成の委員は挙手を願います。

事務局 7名。

事務局 全体採決ですね。

(発言あり) 全体採決。

議長 それでは採決します。

議案第1号整理番号1から7について採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。はい、分かりました。

(挙手なし)

議長 挙手がありませんので、不許可とすることに決定いたしました。

続いて、議案第2号「農地の公売の参加に係る買受適格証明書願について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書5ページをお開きください。議案資料は63ページからとなります。

議案第2号「農地の公売の参加に係る買受適格証明書願について」。下記のとおり買受適格証明書願があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成27年12月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

今回の申請は農地として使用するため、第3条、耕作目的となります。願出人は柏市の(株)ファーム・ジャパンで、我孫子市の市有地である〇〇〇〇字〇〇地先の田二筆、合計面積775m²について入札に参加し、買い受けしようとするものです。議案第1号整理番号6、7の農地とは、現在同社が所有している農地をはさんで並びとなります。入札により買い受けできた後は、ハウレンソウの水耕栽培など葉菜類の生産を計画しているとのこと。

なお、柏市の自社からの通作距離は12kmで、車で20分ほどかかるとのこと。

事務局からは以上です。

議長 続いて、高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 第2調査会では先ほどの第1議案と同様になかなか判断がつきませんでした。その理由の一つは、第1調査会で皆さんが審議していただいたような状況だからです。この案件も皆さんの意見で決めたほうが良いというようなかたちでお願いしたいと思えます。

議長 これより議案第2号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 この公告はいつされたんですか。公告期日。

議長 事務局。

阿曾敏夫委員 どういうふうな公告書式。よく裁判所なんかに行くと。

事務局 お答えします。議案資料69ページをご覧くださいと思います。

こちらのホームページからお知らせしている市からの入札参加及び日程についてで、入札公告は平成27年11月26日となっております。入札参加申込期間が来年の1月6日から1月15日で、午前8時半から午後5時までとなっております。

以上でございます。

議長 いいですか。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 よく裁判所なんかでは公売情報なんていうやつがファイルになって置いてあるんだけど、これはどこで見て分かるんですか。やっぱり公告条令に従ってですか。掲示板ですか。

議長 事務局。

事務局 これは市が持っている不要の財産をただ単に売り払うというだけです。別に公告方式にのっとったものじゃなくて、いわゆる一般の、ただの売り払いということですね。ただ市の財産ですので、公に募集していちばん高いところに売り払うためにこういうかたちをとっているということですね。

議長 阿曾委員、いいですか。

阿曾敏夫委員 分かりました。ファーム・ジャパンだけというのがね。一般公告して競争入札ならいいけど、一人だけこういうふうに出てきて。複数いけばいろいろと問題があれだけど、これに関連して先ほどからファーム・ジャパンが出ていて、また公売だということで、あえて公告はどういう方法か、書式はどうか、一般にも知らせめたのかなと感じたものですから質問しました。

議長 そのほかご意見ございませんか。

渡辺陽一郎委員。

渡辺陽一郎委員 72 ページからの定款の中に、まずファーム・ジャパンの組合設立が 18 年ですよ。その後実態の証明ということで資料の 79 ページ、これは柏市の報告をそのまま受け入れたということだと思えるんですけども、我孫子であれば、何だ、この不備な書類は、と言われかねないような書類ですよ。柏市に何か言うわけではないですけども、例えば名前の二つ目の〇〇〇〇さん、年齢 0 歳、150 日農事従事。0 歳でどうやって農事に従事するの。傍線で年齢が分かりませんということであれば分かりますけども、0 と入れたらいくらなんでもこれは駄目でしょう。これは書類としておかしいでしょう。0 歳が 4 人もいるよ。

議長 事務局。

事務局 これは0歳ということはないというふうに私も思っております。これはブランクのところで、推測で答えてはあれなんですけれども、〇〇〇氏だけが〇〇と書いた。ほかの方でブランクのところは多分0と来ているのではないかと思います。先ほどこの辺の農業経営の実態、これは柏市の農業委員会が証明したということで、私も一応農業委員会のほうに尋ねましたけれども、やはり書類に書かれているとおりの回答でございました。印象では答えられないというふうなことも言っておりました。

議長 渡辺陽一郎委員。

渡辺陽一郎委員 農業委員会の、行政としては書類に出されたとおりのふうりに今伺いました。であれば18年からの農業実態を証明していただきたいと。それが無い限り、これでは農業をやっている実態にならないでしょう。10年もあるわけだから。先ほど調査会のときに、27年の7月にできた会社だから、でも定款をみたら18年ですよ、出来たのは。そうすれば10年近く会社は在るわけで、何の実態もないところに農業をやっていますという実態証明というのは、まあ柏市が出したといっても書類上出ているだけで、証明と言えるかどうか我孫子としてはなはだ疑問に思います。

議長 事務局。

事務局 お答えします。これについては確かいちばん最初のころ、ファーム・ジャパンが借りるか買うかという時の書類に経緯ということで書いてあったと思います。当時組合法人を作ったけども、その後ずっと休眠状態でした。それで、柏農事組合という名前が初めて出てきたときがあったと思いますが、あれを作るに当たってもう一度何人か集まって、休眠していた法人を立ち上げ直しました。農事組合法人というのは県の農業事務所に届出が必要になっていますので、その時に農事組合法人として寝ていたのを新たに再生して立ち上げましたということで届出をしたということです。今の体制になってから1年ちょっとということだと思います。18年の設立当時から何で休眠状態にしていたかまた急に立ち上げ直したのかということについてはよく分かりませんが、確かそういう経緯の説明をしていました。実際にその後、柏農事組合として最初に我孫子市に申請が出てきたときには、柏の農業事務所にちゃんと規則にのっとり届け出ましたということで柏の農業事務所の受付印が入ったものも含めて確か提出されていました。

議長 渡辺委員、分かりましたか。

渡辺陽一郎委員 そういうふうなことを言われても、この書類の状態では柏の事務所は大丈夫なのかというようなことで。年齢のところを0歳と書かれてしまっただけでは信用できないなと思いました。

議長 そのほかございませんか。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 書類の上で0歳ということは、これは訂正してもらって。やはり公に証明つくようにしたほうがいいんじゃないですか。先ほど渡辺委員が再三質問していましたが、0歳ということでは公の証明になりませんよ。公証力がないでしょう。

議長 という意見です。事務局、何か。

阿曾敏夫委員 それを基に。0歳では公の証明にならないと思いますよ。これを受け付けたやはりこちらの事務局もチェックが甘かったと言えば。

議長 事務局、今の質問に意見はありませんか。

どうぞ。

事務局 繰り返しになりますけれども、柏市の実態証明ということで、こちらのほうが出たというところがございます。

阿曾敏夫委員 関連しますけど、柏市から出たものがこれじゃあ我孫子の農業委員会として公の証明として認定できますか。先ほど渡辺委員から言われた0歳という話はないわけですからね。

事務局 休憩いいですか。

議長 それでは暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 再開します。

(再開)

渡辺陽一郎委員 その辺はやっぱり事務局が確実に確認をして農業委員会に出してくださいよ。

議長 事務局で確認するということです。

そのほか質問ございますか。

染谷委員。

染谷智一郎委員 渡辺陽一郎委員さんの言うとおりでと思うんですよ。だから、柏市の農業委員会の書類自体はね、こちらでいかんともしがたいということであれば、委員としては、私個人としての委員としても、結局柏の農業委員会に本人が提出した書類をそのまま鵜呑みにしていると思うんですよ。こういうような書類を出すようなことについては、適格証明は我孫子のほうとして私さえも認めるわけにいきません。

議長 そのほか意見ございますか。

ないですか。

(発言、複数あり)

議長 それでは意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号の買受適格であることを証明することに賛成の委員は挙手を願います。

渡辺委員、賛成ですか。

賛成少数。

議長 賛成少数で不許可といたします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 再開します。

(再開)

議長 これは1号議案と関連しているのです。

渡辺陽一郎委員 いや、関連してない。結局書類の不備でいいと思います。完全にこれは書類の不備でしょう。

事務局 それはどこですか。

渡辺陽一郎委員 79 ページの書類の不備だと思いますよ。だから、柏の農業委員会が証明したにしても我孫子の農業委員会はこれでは認められないよということで、書類の不備ではないでしょう。

議長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 再開します。

(再開)

議長 渡辺委員、どうぞ。

渡辺陽一郎委員 では、先ほどこの書類の不備に関しては柏市が間違えたというか、書き方が違っただけで、ファーム・ジャパンに落ち度はないよというようなことを事務局のほうから言われましたけども、柏市に確認したところ、こういう申請が出ていましたということで証明を出したという話をしていましたよね。結局それはファーム・ジャパンが出した書類どおりだということじゃないんでしょうか。

議長 その辺はどうですか。事務局。

事務局 これは農業経営の実態証明になりますので、通常、我孫子もそうですけれども、我孫子の場合は1月1日付け、柏の場合は8月1日付けで、基本的に本人が申告されたものを証明するというかたちですね。なぜかという、現実的に例えば我孫子 1,200 件送っ

ていてそのうち何人から返ってくるか別なんですけども、その方一人一人についてすべて我々で本当にこの日数やっているのか調査するのは実質不可能です。基本的には本人の申請を信用してというかたちです。恐らく柏も同じような形式でやっているんだと思います。

渡辺陽一郎委員 いいですか。

議長 渡辺陽一郎委員。

渡辺陽一郎委員 結局個人の場合は、近隣の農業委員であり、その方を知っている方がよく分かっていて、もう適格証明について確認できるという状態にはあると思うんですけども、こういう会社の場合は確認のしようがないと。書類が出てきて初めて、我々はそれを見て確認をするわけですから。この書類は柏市が間違えたんだかファーム・ジャパンが間違えたんだか分かりませんが、我孫子市に出てきた書類がこの書類であるということで、これでは実態を確認できませんということしかないわけです。だから、書類の不備が不許可の要件にならないと言われてしまうと、え、何のためにおれたちは農業委員として書類の審査をしているのということになってしまうと思いますけども。

議長 事務局どうですか。

事務局 ファーム・ジャパンの責任で作ってきた書類に関して不備があれば当然駄目だという話にはなると思うんですよね。あるいは、これについてはもっと添付書類を付けてくれという話になります。ただ、柏の農業委員会が〇〇会長の名前でべんと押してきたものを、ちょっとおかしいからこれでは駄目だよとは我々としてはなかなか言いづらいということなんです。ですから、ファーム・ジャパンが、言いましたように、本来持ってこなければならぬ書類を持ってこなかったりとか、間違った書類を作ってきたりしたら、これじゃ判断できないという話で言い切れるとは思いますが、これはよそが作って、公印を押して、証明書として出されたものですから。その書き方が腑に落ちないということで、偽造したならともかく、そういうわけではないと。その書き方がちょっと腑に落ちない、それだけを理由に駄目ということはなかなか言いづらいんじゃないかというふうに考えています。

議長 渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 確かに行政同士では駄目と言にくいでしょうけども、農業委員会では否決されたわけです。書類がおかしいから駄目だよと言われたら、それは違うでしょう。

農業委員会の名前でそちらの書類がちょっと変だよということで皆さん否決したんでしょうから、それをちゃんと言ってもらわないと。向こうが、柏の農業委員の会長さんの名前が入っているからそれは間違いないと言われてしまうと、それはちょっと書類の審査のしようがなくなってしまいますよね。どこの農業委員でも会長印があれば間違っていようが何だろうが信用するしかなくなっちゃうの。

議長 その辺の判断と言いますか。事務局。

事務局 これは法人ですので、基本的に大事なのは構成員がだれかということと農業に従事しているかどうかということです。そういうこともあって、柏のほうも年齢は重視してなくて入れてないんじゃないかと思います。

高田勝禱調査会長 よろしいですか。

議長 調査会長。

高田勝禱調査会長 この前も調査会でそれが問題になったんですよね。日数の間で。それで事務局が、柏市は8月の1日のあれだから、それまでに提出したやつと今度はファーム・ジャパンがあれしてきたやつは違っている可能性もありますよと。あの時は私はそれで了承したんですけど。だから実情が違っていても、その時点で出したやつと今これだけやっているんだよという違いが出てくるよと。私はそういうふうに解釈しました。

議長 渡辺陽一郎委員。

渡辺陽一郎委員 会社の実態を柏市は重視したんだからもう年齢なんかは見てないよということを言われましたけども、それは農業委員会、各市町村によって基準が違うの。見るところが違うの。我々は農業実態を見るわけです。結局年齢から農業従事者からトラクターなどの機械の有無、そういうことを見て初めて農業の実態がある、なしを判断しなきゃいけないわけですよ。実際に我々が耕作しているところを見てくるわけにいかないわけですから。そうすると、全部を見て初めて書類上、ああ、この人はやっているなという判断をするわけです。これでは判断できないよと言われてたらそれまでだと思いますけども。

議長 事務局どうですか。

事務局 一般的に年齢が問題になってくるのは、個人が基盤強化法を使って、要はよくある農政課ですと基盤強化法ですね。あれを使えるのは 60 ちょっとぐらいまでなんです。それを過ぎていた場合、後継者の息子がいなきゃいけないという規定があるんです。そういった場合年齢は大事になってくると思います。今回法人なのであまり柏のほうも重視してなかったんじゃないかというふうには思いますけどね。

議長 いいですか。

渡辺陽一郎委員 結局それは法人だから法人だからと言われてしまっても、結局我々が判断するのは書類だけなんです。法人だろうが何だろうがきちんとした、ある程度実態があるという証明になってないと、これは従事日数だけ見て、あ、これは大丈夫ねというわけには年齢を見たらできないんだよね。よく家族の経営の場合、5歳とか10歳とか、これは本当に農業は無理だろうというのがあります。それも家族では見るわけですから。当然株式会社であろうが何だろうが、前の書類にきちんと年齢が出ていたので分からないとは言いませんけども、書類上0歳とこれだけ出てきた場合にはやっぱり書類は不備だとか言いようがないと思います。

議長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 では再開します。

(再開)

議長 事務局、この件について。

事務局 今、局長が申し上げましたとおり、これについては柏には確認しますが、なかなかそれで修正を求めるとするのは難しいかなと。一応これはそれぞれほかのところには、議案のところでは年齢は出ているんですけども、それが正しいんだろうとは思いますが、ここについてはそういうふうな判断をされたというふうに認識。

議長 じゃあ暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

(再開)

早川真委員 こちらの問題については先ほど審議しました1号議案の7件のところと同じ法人の方ということで、そのことについては先ほど長時間にわたりましてなかなか心配事があるということについては議論されましたので繰り返しませんけれども、今の書類の関係も含めて農業経営の実態というものがなかなか確認できないということ、そして1号議案と連動しているということですね。それともう一つは、7月の農業委員会で許可が出て、本来であれば11月の段階で既に栽培をされてなければいけない〇〇〇〇の農地、これが今回の買受適格証明ですか、こちらの隣の農地だということでございます。こちらのほうがまだそういった状況ですので、きちんとまずはこちらのほうで実績を示していただいてから隣接地点ですかね、この1号議案も含めてなんですけども刈り取りなどをしっかりとやっていただいて、それから営農していただければということで調査会のほうでそのような話があったと記憶しております。もし私のほうで今申し上げましたことについてそれは違うというような場所があれば修正していただければと思いますし、いやいや、もっとこんな話もあったよということがあれば補足をしていただければと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

そのほかこの件について発言。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 先ほどの証明願という資料。79ページと。我孫子市の場合は証明願はないんですね。80ページ。印西市はやはり証明願という本人申請になって。柏市は82ページにも証明願いますと。この4枚の資料からすれば、柏市は独自に本人が書いたものが証明願いますという願い文書にして処理しているんじゃないかなというように私は解釈します。

議長 そのほかありますか。

それでは、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の6ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。平成27年12月25日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

整理番号1から3はすべて賃借権の新規設定で、いずれも期間は6年間です。議案資料は80ページからとなります。

整理番号1の借受者は〇〇〇在住の農業者で、貸付者は同じ〇〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆、面積は500m²です。借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米60kgです。

次に、整理番号2の借受者、貸付者はともに〇〇市在住です。賃借権を設定する農地は相島地先の田一筆、面積は2,042m²で、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米60kgです。

続いて、整理番号3の借受者、貸付者はともに〇市在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は5,000m²で、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米90kgです。

事務局からは以上です。

議長 続いて、高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 整理番号1の借受者の経営面積は借受地を含め、約2.32ヘクタール。農業従事日数は年間250日で、母も年間150日従事しています。農業施設や大型農業機械を一そろい保有しております。

整理番号2の借受者の経営面積は借受地を含めて約7ヘクタールです。農業従事日数は年間250日で、母も年間300日従事しています。こちらも農業施設や大型機械等一そろい保有しています。

整理番号3の借受者の経営面積はすべて自作で、4.37ヘクタール。農業従事日数は妻ともども年間300日です。こちらも農業施設や大型機械など一そろい保有しています。

以上の内容をもって審査したところ、第2調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから整理番号1から3までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより質疑に入ります。ご意見のある委員は挙手を願います。

(なし)

なしとの発言がありました。質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」整理番号1から3まで一括して採決したいと思います。原案どおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1から3は原案どおり決定することにいたしました。

高田調査会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

それでは、議案第4号「我孫子市農地利用最適化推進委員の委嘱に係る規程(案)について」審議します。

事務局、説明してください。

事務局 議案書の7ページをお開きください。

議案第4号「我孫子市農地利用最適化推進委員の委嘱に係る規程(案)について」。我孫子市農地利用最適化推進委員の委嘱に係る規程(案)についてこの会の意見を求めます。提出日平成27年12月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

まず本日配布いたしました資料と先般お送りした資料を差し替えていただくようお願い申し上げます。理由につきましては、市の政策法務担当に規程(案)について検討、チェックをお願いしていましたが、修正(案)がようやく本日届いたということでございます。事務局で審査したところ内容そのものについては元の規程(案)と違いはなく、法律的な表現で改良が加えられたものと認識しております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

ご存知のとおり農業委員会等に関する法律が一部改正したことにより、新たに農地利用最適化推進委員が農業委員会に設置されることになり、昨日12月議会で定数を8人とする条例が可決されました。先月の第11回総会後に推進委員及び農業委員のそれぞれ委嘱規程(案)、任命規程(案)についてご説明いたしましたので、ここでは差し替えの規程(案)に基づいて主な修正箇所を含め、ご説明いたします。

第1条…旧案の(目的)を(趣旨)と直し、条例ではなく、法令・政省令に基づき定めるものとします。

第2条…(担当区域)新たに2項を設け「一人について一区域を担当」とし、複数の区域を担当できない旨定めます。

第3条…(資格等)は変わりありません。掲示、広報、団体への周知でござひます。

第4条…（候補者の推薦）個人推薦、団体推薦でございます。

第5条…（募集に対する応募）いわゆる自薦でございます。

第6条…（推薦または応募の取下げ）3～5条については農業委員会に対して取下げが行われます。

第7条…（情報の公表等）4週の公募期間の中間及び終了時に名前、年齢など、掲示板やホームページで公表することになります。

第8条…（候補者の審査）審査は役員会で行うことになります。第2項第3号は破産手続き開始の決定を受けて復権していない人、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者（以下、法律施行令）というのがこれに該当します。

第3号は新たな条項で、推薦を受けた人、応募者の中に審査をする役員またはその二親等以内の親族である者がいた場合には、この役員はその審査、選任に関する議事には加われないとしています。

第9条…（推進委員の委嘱）役員会の報告により、総会で承認を得た上で委嘱となります。結果は推薦者・応募者に通知します。

第10条…（推進委員の補充）残任期間が1年以上の場合速やかに補充することになります。

事務局からは以上です。

議長 それではこれより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 その他の第11条、附則、この規程は平成27年12月〇〇日より施行するという。〇〇日はいつを想定しているんですか。

議長 附則について。

事務局 こちらの推進委員の委嘱規程(案)と農業委員の任命規程(案)については両方全く両輪みたいなものでございますので、そちらのほうはまだ整っておりませんので、年明け早々に同じ日にちをもって告示することを考えております。それが7日になるのか8日になるのかはちょっと定かではございませんけれど、その辺で同時に告示というふうなかたちで施行したいと思います。

阿曾敏夫委員 じゃあ施行と同時にこの案というやつは取り消すわけですね。

事務局 はい。

阿曾敏夫委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第4号「我孫子市農地利用最適化推進委員の委嘱に係る規程(案)について」採決したいと思います。原案どおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおりとすることにいたしました。

以上で、審議案件についてはすべて終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。議案書の8ページをお開きください。報告は第1号から第3号までとなります。

報告第1号は「農地法第4条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計2件受理しました。転用目的・事由は、整理番号1が宅地、2が太陽光発電施設の設置です。

続いて、報告第2号は「農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計3件受理しました。転用目的・事由はいずれも宅地です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

次に、報告第3号は「農地法第18条6項の規定による通知」で、解約通知となります。合計3件となります。解約事由については、整理番号1が貸付人が耕作することとなったため、2が貸付者の都合による中途解約、3が取締役として会社に譲渡するため解約するものです。

報告は以上です。

議長 報告第1号から第3号まで、何かご意見がありますか。ありましたら挙手を願います。

(なし)

なしとの声がありました。意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切りま
す。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これもちまして我孫子市農業委員会平成 27 年第 12 回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人